パネル投稿論文

女性の就業選択と制度の中立性にかんする実証分析

――「パートの壁」にかかわる制度の影響†

石塚 浩美

（産能大学経営情報学部通信教育課程兼任講師）

1. はじめに

「パートの壁」あるいは「年収103万円（2003年）の壁」と言われて久しい。「パートの壁」とは、有配偶者が、年収103万円を超えた場合に諸制度により夫婦合計の可処分所得が急激に減少するため、制度適用枠内の就業形態を選択することをいう。「かかわる制度」は、税の配偶者控除および配偶者特別控除制度、企業の配偶者（家族）手当、公的年金の第3号被保険者制度である。

特に配偶者控除制度は、1941年に「妻の家事労働への税制による評価」という趣旨で前身の制度が導入されたが（石塚 1995a:99-100）、妻の家事労働も時代の流れとともに変化してきている[1)]。1999年に男女共同参画基本法が創設されて以降その是非が改めて問われており、2002年12月の内閣府男女共同参画局の報告では女性のライフスタイルに中立的な制度について検討されている[2)]。最近の動向としては、2002年12月の政府税制調査会の税制改正大綱において、2004年1月から配偶者特別控除制度の原則廃止が表明された。また、2004年の年金制度改革に先立ち、厚生労働省の社会保障審議会年金部会では第3号被保険者制度の見直しや短時間労働者への厚生年金適用拡大などの議論が続いている。さらに、低成長期になり企業が諸手当を見直す動きもみられる。

本来、制度は公平性・中立性・簡素性（税の3原則）を満足する必要がある[3)]。本稿では、「パートの壁」にかかわる制度に注目し、有配偶女性の就業形態の選択における制度の中立性について定量的に検証する。分析の方法は、まず「パートの壁」にかかわる制度適用後の夫婦の合計所得を予算式に表わし、これに基づいて就業形態を分けた。次に、配偶者控除制度の控除額の拡充が有配偶女性の就業選択に与える影響を理論モデルで詳述した。この際、「パートの壁」にかかわる制度適用による世帯所得の増額分を、適用から外れた有配偶女性自身の「就業コスト」（機会費用）と捉え外生的に扱った。最後に、「同時決定バイアス」問題を排除し、就業コストを制度変数として説明変数の一つに加えて直接的に推計した。構成は、第2章で先行研究をサーベイし、第3章で「パートの壁」にかかわる制度と実態、および諸制度に基づく就業コストの計算例を示し、有配偶女性の就業行動を概観した。第4章で制度を組み込んだ就業選択の理論モデルを示したうえで、本稿の仮説を整理し、推計モデルを定式化した。第5章ではデータについて述べ、推計結果を要約し、制度内容が変更された場合に就業行動に与える影響をシミュレーションし、まとめとした。

2. 先行研究

まず、日本の「パートの壁」にかかわる制度が、女性の就業行動へもたらす効果を分析した研究をあげる。樋口（1995）は非課税限度額に対する就業調整の有無を制度変数として推計し、パートの労働時間が大幅に抑制され、賃金率が引き下げられるとしている。安部・大竹（1995）は制度適用対象の有配偶パートと非対象の未婚パートとの変化の差を比較し、配偶者控除制度および第3号被保険者制度により制度対象パートが労働時間を調整していることを示した。石塚（1995b）は配偶者控除制度などにより中年層のフルタイム確率が低下し、若年および高年層のパート確率が上昇するとしている。石塚（2002）は最近の約15年間では、配偶者控除制度などの影響により有配偶女性のパート就業化が拡大しているという結果を得た。八田・木村（1993）は年金の生涯負担と給付を就業形態別に比較し、公的年金が年収130万円未満の有配偶女性を優遇していることを導出した。

図表-1 有配偶女性の労働者数（就業形態別、年収別）

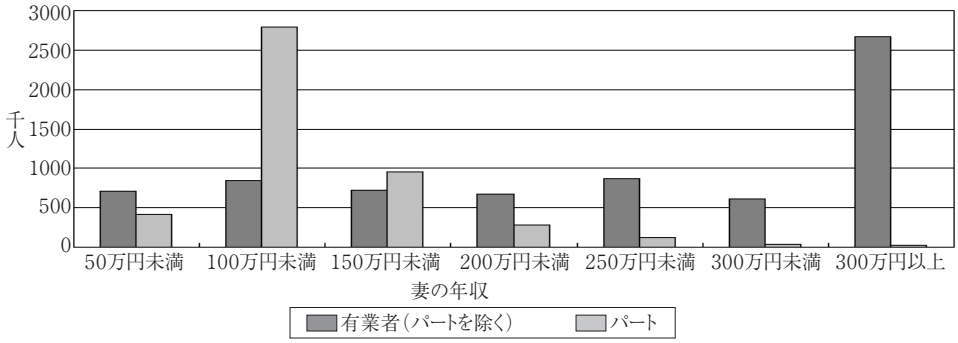

資料出所：総務省『就業構造基本調査』（平成9年）第114表の数値を用いて図表化
注：有業者には、正社員、アルバイト、自営業主が含まれる。

図表-2 有配偶女性の雇用労働者数（就業形態別、年収別）

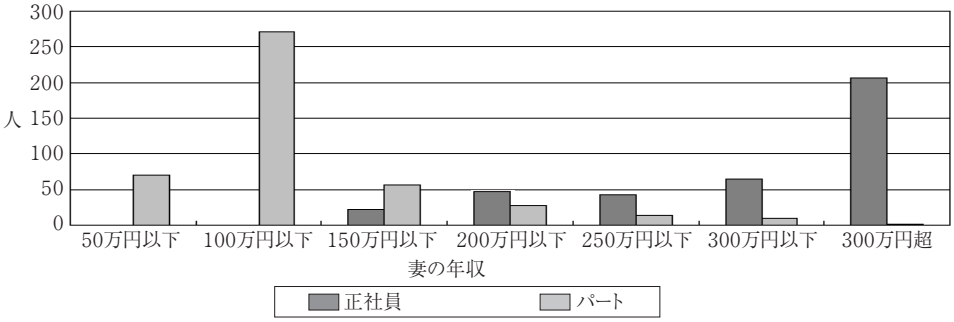

資料出所：（財）家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」（1993～1995年）の個票データ
注：本稿の推計に用いたサンプルのみに基づく。正社員とは「常勤の職員・従業員」と答えた者、パートとは「パート・アルバイト」または「嘱託・その他」と答えた者。ただし、配偶者控除制度の適用上限の年収100万円（1994年）以下と答えた者は、優先的にパートに分類した。

次に、制度の改正と女性の就業行動についてみる。樋口（1984）はシミュレーション分析の結果を用いて、配偶者控除の拡充によりフルタイマーは減少し、パートおよび無業者は増加するとしている。大竹・他（1989）は、1989年の税制改正の効果を妻の就業形態別、年齢階級別にシミュレーションした結果、専業主婦・パート（制度適用）世帯の大半が減税となり、共稼ぎ（制度適用外）世帯の大半が増税となるのは配偶者特別控除制度の大幅な拡充に起因するとしている[4)]。しかし、これらの分析の大半が夫の年収のデータがなく、税制などの厳密な影響をみる場合には十分ではない。一方、制度と直接的に関連づけてはいないものの女性の就業選択モデルをみると、Hill（1984）や大沢（1993）では、有配偶女性の就業選択が自らの賃金の変動に影響を受けやすいことが指摘されている。つまり、税・年金制度の改正が女性の就業選択に影響を及ぼしやすいという解釈もできよう。他に同モデルを用いた永瀬（1997b）もあるが、いずれも多項ロジットモデルにより推計されている。

諸外国の女性の就業行動と税・社会保障制度にかんする先行研究は多数ある。特に、Hunt, DeLorme and Carter（1981）は妻自身への課税ではあるが、所得税をコスト関数と捉えることにより外生変数として推計式に加え、税制が有配偶女性の就業行動へ及ぼす影響を推計している。Konig（1995）は税錯覚のない、つまり夫婦に適用される税制などを考慮した後の純所得で表した就業形態別の予算制約に基づいて、税制が有配偶女性の就業行動に及ぼす影響を定量分析している。サーベイ論文としてはHausman（1985）が詳しい。また、*Journal of Economic Studies*, 18（5）の特集（1991）は、欧州各国における女性の就業行動と税制度にかんする様々な実証分析が参考になる。なお、英国においても年金保険料の労使負担および課税の免除は、時間あたり賃金と週間就業時間に左右されるが[5)]、Rubery, Horrell and Burchell（1994）では税・年金制度による不安定な女性のパート就業者の拡大を指摘している。

図表-3「パートの壁」にかかわる制度の概要（2003年）

<table>
<tr><th rowspan="2">妻の税引き前年間賃金</th><th rowspan="2">①夫が配偶者控除（年間38万円）を</th><th colspan="2">①夫が配偶者特別控除（年間最高38万円）を</th><th rowspan="2">②夫が配偶者手当（月10,500円）を</th><th rowspan="2">③年金の年収要件：妻が第1号被保険者として、国民年金保険料（月13,300円）を</th><th rowspan="2">③年金の時間要件：妻が第2号被保険者として、厚生年金保険料を（注4）</th><th rowspan="2">妻に所得税が</th></tr>
<tr><th>（夫の年間課税所得が1000万円以下の場合）</th><th>（夫の年間課税所得が1000万円超の場合）</th></tr>
<tr><td>103万円以下</td><td>受けられる</td><td rowspan="2">受けられる（消失控除）</td><td rowspan="4">受けられない</td><td>受給する</td><td rowspan="2">（第3号被保険者であれば）負担しない</td><td rowspan="2">（第3号被保険者であれば）負担しない?</td><td rowspan="2">課税されない</td></tr>
<tr><td>103万円超～130万円未満</td><td rowspan="3">受けられない</td><td rowspan="2">受給しない</td></tr>
<tr><td>130万円以上～141万円未満</td><td rowspan="2">受けられない</td><td rowspan="2">負担する</td><td rowspan="2">負担する?</td><td rowspan="2">課税される</td></tr>
<tr><td>141万円以上</td></tr>
</table>

注1:網掛けの部分により、制度の適用を外れた有配偶女性の「就業コスト」が計算される。本文3章2節を参照されたい
注2:②の月額は、労働省『賃金労働時間制度等総合調査』（1998年調査）より全企業平均
注3:③の公的年金制度は、第1号～第3号被保険者のうちのいずれか一つの形態となる
注4:厚生年金保険料の負担基準は、所定労働時間等が通常の就労者の概ね4分の3以上の者か否かである

3. 有配偶女性の就業選択と制度

(1)「パートの壁」にかかわる制度の概要と実態

「パートの壁」にかかわる制度が女性の就業選択について中立的ではないと考える理由は、女性の年収別分布がランダムに分布していないことによる。図表-1は総務省、図表-2は本稿の推計に用いたサンプルによるものである。就業形態の定義や年収区分が異なるが、概ね同じような図になっている。いずれも年収100万円以下と300万円超が突出していることが分かる。特に左側の突出、つまり年収約100万円の「パートの壁」では、次に述べるように「かかわる制度」の影響が大きいと考える。そこで、まず「パートの壁」にかかわる制度について概観しておこう。

本稿で注目するのは、①所得税および住民税の配偶者控除および配偶者特別控除制度、②企業の配偶者（家族）手当、③公的年金の第3号被保険者制度である。概要は図表-3に表した。なお、①の両税制は1995年に35万円から38万円に拡充された。図表-3をみると、有配偶者の年収103万円（2003年）近傍で諸制度の適用上限額がリンクしており、「パートの壁」が存在していることが分かる。本来、年収103万円とは、夫に配偶者控除制度が適用される上限額であり、同時に就業する妻自身が非課税となる上限額である。1987年の配偶者特別控除制度の創設により、夫の年間課税所得が1000万円超の妻を例外として、税制のみに基づく壁はなくなったはずである。しかし、「配偶者特別控除制度の導入による『パートの壁』の解消」について「内容まで知っている」と答えた人は2.2%、「話を知っている」と答えた人を含めても30.3%にとどまり、本来の目的を達成しているとはいい難い（（財）家計経済研究所1995: 319）。次に、②の配偶者手当は、全企業平均では78.1%が採用し月間平均10,500円を支給、採用企業のうち49.9%が適用要件を「妻の所得が非課税限度額（年収103万円）以内」としており、大企業ではより顕著である（労働省『賃金労働時間制度等総合調査』1998年）。

最後に③の公的年金においては、第3号被保険者制度に関連して、第1号被保険者の年収要件や、第2号被保険者の（労働）時間要件がある。年収要件は年収130万円と明確であるが、時間要件の実態はどのようになっているのであろうか。有配偶女性の年収別にみた厚生年金等の加入率を図表-4で厚生年金（第2号）についてみると、年収100万円以下では20～45%であるが、100万円超～110万円未満ではおよそ65%となり、110万円超では概ね85%以上となる。仮説として、パートの多くは時間あたりの賃金が低いため、第1号の年収要件130万円に達する前に、第2号の時間要件により「常用労働者」（労働時間や勤務日数が、通常の就労者のおよそ4分の3以上の就労者）とみなされ、年収100万円近傍で保険料負担のない第3号被保険者から外れているのではないか、と考えられる。図表-6で就業形態別の平均年間労働時間をみると、制度外パート（配偶者控除制度等が適用されず「パートの壁」を越えて就業するパート）の平均の年間労働時間は正社員の78.4%と時間要件に一致する[6]。社会保険料負担は労使折半で企業にとってもコストになるため、パートの年収を「パートの壁」の適用枠（103万円）内におさめる誘引は企業側にもあるといえよう。加えて留意すべきは、第3号であれば妻本人も夫も妻分の保険料負担を免除されるが、老後の年金受給額は保険料を負担した第1号と同額となり、生涯所得と費用負担の関係でみると格差が広がってしまうということである[7]。

以上のことから、制度が複雑に絡み合って諸制度の適用上限年収ラインが「パートの壁」となっていると考えられる。したがって、配偶者控除制度が就業行動に与える影響を分析することは、

図表-4 各種保険の加入率（有配偶女性、年収別）

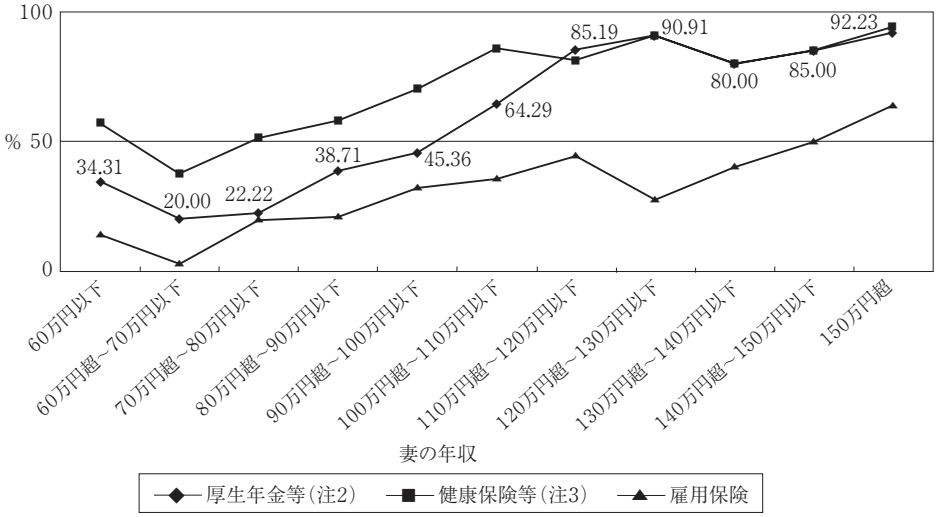

資料出所：（財）家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」（1993～1995年）の個票データ
注1：本稿の推計に用いた835サンプルに基づく。　注2：厚生年金等には、船員保険、共済組合保険を含み、国民年金は除く。
注3：健康保険等には、船員保険、共済組合保険を含み、国民健康保険は除く。

「パートの壁」にかかわる全制度について分析することに概ね等しいといえよう。

(2) 制度を外れることによる「就業コスト」の大きさ

それでは、労働者が就業を調整せず、制度の適用を外れたことで生ずる税・年金保険料などの負担増に基づく夫婦の可処分所得の減少分はどれくらいになるのか。本稿では、この減少額を経済学の「機会費用」に基づき、制度の適用を外れることによる「就業コスト」と呼ぼう。Hunt, DeLorme and Carter（1981）に倣って妻自身のコストと捉えることにより、分析の際に外生変数として組み込むことができ、制度が就業行動へおよぼす影響を推計することができる。

まず、有配偶女性が年収103万円を超えた場合の平均的な就業コストを計算してみよう。①配偶者控除38万円×夫の税率20％＋配偶者特別控除38万円×20％＝152,000円、②配偶者手当分10,500円×12カ月×（1－20％）＝100,800円、③が厚生年金の場合は約14,892円（＝約103万円÷12カ月×17.35％）×12カ月＝178,704円を労使で折半して89,352円、リンクする健康保険は約6,351円（＝約103万円÷12カ月×7.4％（平均））×12カ月＝76,212円を労使で折半して38,106円であり、合計380,258円となる。これはパートの時間給を932.8円とすると、407.7時間分、72.8日分、3.7カ月分に相当し、かなり高い「壁」であることが分かる[8]。実際には、住民税の配偶者控除制度等の加算分や、被扶養者のフリンジ・ベネフィットもあり、③が国民年金や国民健康保険であれば増額になり、妻自身への課税も考慮すると、就業コストはさらに大きい。４章１節でこの就業コストを女性の就業選択モデルに組み込んで理論モデルを展開する。

(3) 有配偶女性とパート就業

さて、パート就業者は今後どのように推移するのであろうか。まず、有配偶女性の就業行動を時系列でみると、1970年代半ばから現在までの約25年間では1984年に構造的に変化しており、以後は就業形態の多様化、特にパート就業化が著しい[9]。女性雇用労働者におけるパート（週間就業35時間未満）占率は、1985年の21.8％から2002年には39.8％となり、急速に拡大している（総務省『労働力調査』各年）。特に1985年以降、今後の雇用拡大が見込まれる第三次産業においては、パート労働者数の増加などに伴い労働者一人あたりの生産性は上昇しており、パートの実態も変化してきている（石塚 2002：201-202）。今後も制度等の条件が一定と仮定すれば、パートは増えていくであろう。一方、従来から「長時間パート」（長時間就業の呼称パート）が顕著な製造業では女性占率は33.6％（2002年）と高いものの、1993年以降は女性就業者数が減り続けている。いずれの産業においても、正社員との時間あたり賃金格差は拡大しており、不安定な雇用条件で働くパートが多い。

次に、パートの大半を占める有配偶女性の就業選択を横断面でみると、約半数が無業者（「専業主婦」）であり、パート（アルバイトを含む）が20％、正社員が18％と続く（総務省『就業構造基本調査』

1997年)。制度とのかかわりでみると、女性パート（アルバイトを除く）では、非課税枠を意識して「就労調整する」と答えた者は38.6%と、「非課税限度額を超えても関係なく働く」と答えた者(26.5%)に比べて高い。さらに就業調整する者について理由別にみると、税の配偶者控除および配偶者特別控除制度81.4%、厚生・健康保険への加入42.4%、配偶者手当35.0%と高い（労働大臣官房政策調査部編 1997)。

制度を考慮すると、有配偶者が直面する就業形態は次の排他的な4つの選択肢(雇用労働者に限定)[10]：

（i）正社員；正規雇用労働者、
（ii）制度外パート；配偶者控除および配偶者特別控除の適用対象外の非正規雇用労働者、
（iii）制度内パート；配偶者控除および配偶者特別控除の適用対象の非正規雇用労働者、
（iv）無業者；「専業主婦」

となり、上記のように定義して呼ぶことにする。図表-1および2を用いてみると、制度内パートとは年収100万円以下の者であり、制度外パートは年収100万円超のパートである。パートでは、年収50～100万円が突出しており、制度内パートの占率が高い。

4. 制度を組み込んだ就業選択モデル

(1)「パートの壁」にかかわる制度を組み込んだ就業選択モデル

有配偶女性が就業を選択する場合には、制度適用後の純所得で表された予算制約式に直面する。このとき、制度がもたらす夫婦の可処分所得の減少分を制度適用外の妻の就業コスト(機会費用)ととらえ、制度およびその拡充が就業選択に与える効果をみる。

いま、家計の効用関数は、$u_i = U_i(Lf_i, Y_i; \varepsilon_i)$ $(i = s, t, u, n)$ であり、二階微分可能、原点に対して凸で、以下の時間および予算制約式の下に最大化される[11]。ここで、Lf；妻の家事や余暇時間、Y；家計の総収入、ε；その他の嗜好である。下付きの i は雇用労働者に限定された4つの就業形態、s；正社員、t；制度外パート、u；制度内パート、n；無業者を表す。時間制約式は、$Lf_i + Hf_i = T_0$ であり、Hf；妻の市場労働時間、T_0；外生的に与えられ1年間とする。

Konig (1995) が課税後の純所得に基づいて就業形態を分けたように、予算制約式を4つの就業形態別にみると：

（i）正社員：$X \leqq (1-g_s)Wf_s \cdot Hf_s + Im = Y$
（ii）制度外パート：$X \leqq (1-g_t)Wf_t(Hf_t) \cdot Hf_t + Im = Y$
　　但し、$Wf_t(Hf_t) \cdot Hf_t >$ 103万円
　　(＝SYSTax（1995年))
（iii）制度内パート：$X \leqq Wf_u(Hf_u) \cdot Hf_u + Im + BTax(Hf_u: SYSTax) = Y$
　　但し、$Wf_u(Hf_u) \cdot Hf_u \leqq$ 103万円
　　(＝SYSTax（1995年))
（iv）無業者：$X \leqq Im + BTax(Hf_n: SYSTax) = Y$，但し、$Hf_n = 0$

となる。ここで、X；家計の総消費、g_i；妻の限界税率（$g_t \leqq g_s$)、Hf_i；妻の就業時間、Im；夫の年間所得（配偶者控除制度の非適用時）である。$Wf_p(Hf_p)$ $(p = t, u)$；パート就業の妻の時間あたり純賃金であり、Hf_pの増加関数である。つまり、パートは賃金および労働時間の選択が可能であり、古典的な労働供給曲線である後方屈折曲線の下半分を移動すると捉えられ、労働時間は時間あたりの純賃金に対して逓増的な関係にある。Wf_s；正社員就業の妻の時間あたり純賃金であり、正社員はパートに比べて長い労働時間と高い収入がセットで企業側から提示される。したがって、パートでは$Wf_p(Hf_p)$の増加関数が成立しており、Wf_sとHf_sは非連続に高い数値になると考えられる。また、BTax（Hf_i：SYSTax）$(i = s,t,u,n)$；正社員や制度外パートの妻の「就業コスト」(機会費用)であり、無業者や制度内パートでは「負の就業コスト」である。つまり$Hf_u \geqq Hf \geqq 0 (= Hf_n) \Rightarrow BTax > 0$、$Hf \geqq Hf_t \Rightarrow BTax = 0$と表せる。SYSTaxは「パートの壁」にかかわる制度が適用可能な上限額であり、本節では配偶者控除制度に代表される。

このようなモデルを図示したのが図表-5である。縦軸に夫婦合算の年間所得、横軸に妻の年収（税引き前）とし、太い実線で制度適用後の予算線を示すことにより、制度と就業形態（両パートと無業）の関係を表している。SYSTaxは「パートの壁」にかかわる制度が適用される上限額を、BTaxは「パートの壁」にかかわる制度の適用を外れることによる税・年金保険料の負担増を意味し、無業者や制度内パートでは「負の就業コスト」となる。1995年税制であれば、予算線は$n_2 p_2 D t E$になる。妻の年収103万円で予算線がキンクし点p_2から点Dへ減少しているが、これが制度適用外で働く妻の就業コストであり3章2節の380,258円に相当する。つまり夫婦の可処分所得は妻の労働時間に応じて連続的ではなく、年収でとらえた妻の就業形態によって変化する。

さらに図表-5は、配偶者控除制度の控除額が拡充されたことによる就業コストの変化が、有配偶女性の就業選択にもたらす影響についてのモデルも表している[12]。まず、無業者が労働力化するケースをみる。適用上限額がSYSTaxから

図表-5 配偶者控除制度の拡充が就業選択におよぼす影響

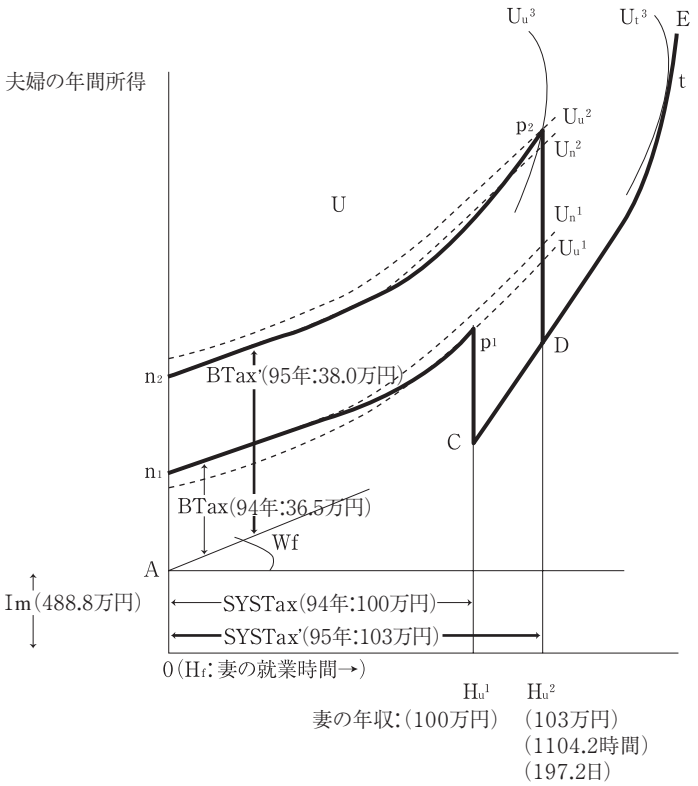

Ｉm;夫の年間所得(配偶者控除制度の非適用時)、Wfi;妻の時間あたり賃金(i=s,t,u)、BTax;「パートの壁」にかかわる制度の適用を外れて就業したことによる「就業コスト」、SYSTax;配偶者控除制度(「パートの壁」にかかわる制度を代表)の適用上限額。
注1:BTax(就業コスト)の数値については、本文3章2節を参照されたい。
注2:妻の労働時間および賃金、Ｉmの数値は、『賃金構造基本統計調査』(2001年調査)より、企業規模10人以上の現金給与額(賞与等を含む)、実労働時間、実労働日数などを用いて計算した。女性パートの時間当たり賃金は932.8円であった。Ｉmは所得税の基礎控除および給与所得控除に基づく配偶者控除制度の非適用時の課税後の手取額である。

SYSTax' に拡充されたこと(100万円→103万円)により、負の就業コストがBTaxからBTax' に変わるため、予算線はn_1p_1CDtEからn_2p_2DtEとなる。変更前は効用U_u^1よりU_n^1の方が高いため無業(n_1)を選択していた妻は、変更後はU_n^2よりU_u^2の方が高くなり制度内パート(p_2)を選択し、結果として女性全体の労働力率を引き上げる効果が考えられる[13)]。また、制度外パート(U_t^3)から制度内パート(U_u^3)へと就業形態を変えるケースもある。他にも、無差別曲線の形状によっては、夫の所得などの非勤労所得(負の就業コスト)の増加は妻の留保賃金を引き上げ就業中の妻を無業化へと促す効果等が考えられる[14)]。

(2) 仮説

モデルの定式化に先立ち、本稿の仮説をまとめておこう。まず「パートの壁」にかかわる制度が、有配偶女性の就業選択において中立的であるか否かを検証する。実証分析の推計式で、「パートの壁」にかかわる制度の代理変数として 'SYSTax' を有配偶女性の就業選択の推計式に加えて仮説を検証する。ここで、制度の代理変数をBTax(妻の年収に応じて変化する適用額に基づく就業コスト)ではなくSYSTax(配偶者控除等が適用される妻の年収の上限額)とした理由は、妻の就業形態の決定と同時に変化して決まるBTaxを用いた場合に生ずる計量経済学の「同時決定バイアス」問題を排除するためである。「パートの壁」の存在が、既婚女性の就業選択に影響を及ぼしていればSYSTaxの推計係数は統計的に有意な値となるであろう。

次に、制度が有配偶女性の就業選択に対して中立的でない場合に、「パートの壁」にかかわる制度の適用上限額の変化が有配偶女性の就業選択に与える影響について検証する。前節で示したように、「パートの壁」にかかわる制度の適用上限額の拡充は、有配偶女性の就業選択に様々なインパクトを与えると考えられる。理論モデルによると、①無業から制度内パートに変わり、女性の労働力率を引き上げるケース、②労働力率には影響しないものの、制度外パートから制度内パートに変わるケース、③非勤労所得(夫の手取り所得など)の上昇が補助的稼得労働者としての妻の留保賃金率を引き上げ、妻の無業化を促し女性の労働力率を引き下げるケース、の3つの効果が予測された。いずれの影響が強いかは、推計結果を用いて計算される限界効果の符号や大きさによる。

さらに、第3号被保険者制度が、「パートの壁」にかかわる制度の一つとして機能しているか否かを検証する。3章1節で述べたように、パートの多くは時間あたりの賃金が低いため、第1号となる年収要件130万円に達する前に、第2号となる時間要件において「常用労働者」(労働時間や勤務日数が、通常の就労者のおよそ4分の3以上の就

労者）とみなされ、年収100万円近傍で負担のない第３号から外れているのではないか、ということである。第３号被保険者制度が「パートの壁」にかかわる制度の一つとして機能していれば、‘厚生年金非加入ダミー’の係数が無業者および制度内パートの係数が有意にプラスになるであろう。

(3) モデルの定式化

４章１節の有配偶女性の就業形態の選択を被説明変数として、多項ロジットモデルを定式化する[15]。妻が直面する就業形態、つまり従属変数は、正社員＝0、無業者＝1、制度内パート＝2、制度外パート＝3、の非連続の4つのダミー変数である[16]。また、次の説明変数が有配偶女性の就業選択に影響するものとする。正負の非勤労所得として、制度非適用時の夫の年間賃金（無業者の期待される係数の符号は、プラス。以下の丸カッコ内は同じ）、預貯金（プラス）、ローン（マイナス）、人的資本にかかわるものとして妻本人の年齢（不明）、就学年数に代替する学歴ダミー（不明）、他の家族員の影響として夫婦の子供の数（プラス）、未就学児の存在（プラス）、夫婦の父親（不明）や母親との同居（マイナス）を考慮した。特に雇用労働者の場合には、育児と仕事の両立には何らかのサポートが必要であり、未就学児の存在は留保賃金率を高めるため、就業率を低下させると考えられる。その裏返しとして、夫婦の親との同居は育児の肩代わりを意味する。また地域間で異なる需要側の要因等を考慮するため、大都市ダミー（プラス）等を用いた。さらに、本稿の特徴であるが、制度の影響をみるために説明変数に独立した外生変数として、配偶者控除制度等の適用上限額や厚生年金非加入ダミーを加えた。データの加工方法は、次節で詳述する。

したがって推計モデルは、理論モデルに基づいて、

$$P_i = \alpha + \beta \cdot Im + \gamma \cdot SYSTax + \delta \cdot Z_i \quad (i = 0,1,2,3) \qquad (1)$$

となる[17]。任意の個人（式では、個人を表す下付きの文字は省略）がｉ番目の就業形態に属する確率は、$P_i = Pr[u_i > u_j\ (i \neq j、i,j=0,1,2,3)]$または、$P_i = Pr[V_i + \varepsilon_i > V_j + \varepsilon_j]$である。ｉ番目の就業形態の選択により、当該個人にとってはu_iは他のu_jより必ず高い効用をもつことを意味する。ここで、Ｐ；就業形態ｉを選択する確率、SYSTax；配偶者控除制度等（「パートの壁」にかかわる制度の代理変数）の適用上限額（但し、図表-8の推計では、さらに厚生年金非加入ダミーとに分けた）[18]。Ｚ；その他の説明変数ベクトル（妻本人の年齢、学歴ダミー、預金等、住宅ローンダミー、夫婦の子供の数、未就学児ダミー、夫婦の親との同居ダミー、都市ダミー）である。推計には、Limdepを用いた。

5. 推計結果とシミュレーション

(1) データ

推計に用いたデータは、（財）家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」の個票データの1993～1996年分である。当該調査では、年収は前年分が問われているため、少なくとも２年間続けて回答があったサンプルについて「昨年の所得」を前年の同一個人のデータに組み込んで用いた。さらに、各種制度の適用要件等を考慮して雇用労働者世帯の有配偶女性に限定した結果、1993～1995年分をプールしサンプル数は2,204である[19]。変数の概要と記述統計量は図表-6にある。

なお、SYSTax（「パートの壁」にかかわる制度の代理変数）は、理論モデル（図表-5）では簡単化のために配偶者控除制度のみとしたが、実際の推計においては「『配偶者控除等（配偶者控除および配偶者特別控除制度）』の『適用上限額』」を用いる。理由は、配偶者特別控除制度には夫の所得制限があるため、税制による「パートの壁」に現在でも直面している妻であれば就業選択への影響が異なると考えたためである[20]。SYSTaxの計算例を表す。まず1993年の夫の年収（税引き前）が500万円で、妻が同80万円のケースをみる。この場合、妻が同0円の場合に夫の年収から差し引かれる配偶者控除の控除額35万円と、配偶者特別控除の最高控除額35万円に基づく適用上限額の135万円を実質化した134.19万円を用いた[21]。また、夫の年収が1,300万円で、妻が同80万円のケースをみる。この場合、配偶者控除の控除額35万円のみに基づく適用上限額100万円を実質化した99.4万円を用いた。なお、1995年の税改正により、両制度の最高控除額が各38万円に変更されている。

また、夫の年間賃金も、妻の年収により配偶者控除制度等の控除額が変化するため、同様の問題が生ずる。したがって、配偶者控除制度等の上限控除額に基づく年収増加額を夫の年収から差し引いて加工し識別した[22]。

(2) 就業選択モデルの推計結果

推計結果をみる場合に就業形態間の比較に用いる数値は、図表-7の下段の限界効果（任意の独立変数の１単位の変化に対する、各形態の就業確率の％変化）である（Greene 1997: 916）。

まず、一般的な変数についてみる。短大卒や大学卒の増加は有意に両パート確率を引き下げることは予想どおりである。一方、従来は理論に反し

図表-6 就業選択モデルの変数の概要、及び記述統計量（平均）

変数名など		単位（注2）	全体	就業者	正社員（注1）	制度外パート（注1）	制度内パート（注1）	無業者
配偶者控除等の適用上限額（注3）		万円	127.378	128.501	130.199	131.753	125.630	126.600
夫の年間賃金（注4）		万円	463.055	429.913	433.752	401.538	433.422	483.271
厚生年金非加入ダミー		ダミー	0.489	0.321	0.051	0.260	0.650	0.592
妻の年齢		歳	30.546	30.970	30.992	30.781	30.997	30.266
就学状況（注5）	高校卒業	ダミー	0.468	0.471	0.379	0.469	0.577	0.466
	専門・専修学校卒業	ダミー	0.170	0.164	0.187	0.208	0.125	0.173
	短大・高専卒業	ダミー	0.206	0.195	0.212	0.125	0.195	0.212
	大学・大学院卒業	ダミー	0.099	0.113	0.187	0.083	0.035	0.091
妻の預金等	妻の預金・有価証券総額	万円	246.605	269.334	336.366	137.662	228.797	232.572
世帯の預金等（注6）	世帯の預金・有価証券総額	万円	148.386	158.561	209.569	92.576	118.140	142.076
住宅ローンあり		ダミー	0.272	0.308	0.295	0.365	0.306	0.250
子供の数		人	1.594	1.469	1.369	1.635	1.539	1.669
末子の年齢	0歳	ダミー	0.230	0.149	0.179	0.146	0.114	0.280
	1～3歳	ダミー	0.328	0.263	0.237	0.271	0.292	0.366
	4～6歳	ダミー	0.142	0.175	0.136	0.229	0.204	0.123
夫婦の親と同居	父親	ダミー	0.261	0.309	0.379	0.208	0.257	0.231
	母親	ダミー	0.338	0.430	0.505	0.385	0.356	0.282
居住地域（注7）	13大都市	ダミー	0.211	0.180	0.174	0.146	0.195	0.229
	その他の市部	ダミー	0.581	0.541	0.513	0.500	0.586	0.605
94年ダミー（注8）		ダミー	0.337	0.340	0.351	0.260	0.350	0.335
95年ダミー		ダミー	0.334	0.360	0.333	0.458	0.364	0.318
妻の時間当たり賃金率		円	－	1046.970	1189.254	1082.197	872.841	－
妻の年間労働時間		時間	－	1866.639	2246.792	1760.689	1457.398	－
妻の年収		万円	－	207.374	332.251	169.816	73.713	－
妻の年間労働時間1825時間未満率		－	－	0.447	0.149	0.458	0.787	－
サンプル数			2204	835	396	96	343	1369

資料出所：（財）家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個票データ
注1：職務の問いに対して「常勤の職員・従業員」と答えた者は「正社員」、「パート・アルバイト」または「嘱託・その他」と答えた者は「パート」とした。ただし、所得税の配偶者控除制度の適用者は優先的に「制度内パート」に分類した。
注2：単位が金額のものについては、消費者物価指数（全国、総合）を用いて実質化した。ダミー変数では、該当するサンプルに1を、その他に0を入れた。
注3：妻が年収0円の場合に、夫の年収に応じて配偶者控除等が適用される上限額（SYSTax）である。なお、配偶者控除等とは、配偶者控除および配偶者特別控除制度をさす。
注4：「夫の年収」から「配偶者控除等の控除上限額×税率」を差し引いた額である。
注5：基準（＝0）は「中学卒業」である。
注6：妻個人の預金等を除く。　注7：基準（＝0）は「その他の郡部」である。　注8：基準（＝0）は「93年」である。

四年制大学卒女性の二極化がいわれ、結婚・育児期に就業継続せずに離職した場合にはその後も無業でありつづける傾向があるとされた（大沢1993：82）。しかし推計結果をみると、大学卒ダミーでは有配偶女性の無業者（専業主婦）および両パート確率ともに減少し正社員確率を引き上げており、興味深い結果となった。対象年齢が20～30歳代であるため、出産・育児期を先延ばしにする「晩産化」と関係があることも考えられるが、四年制大学卒女性が婚姻後も就業継続する傾向が強くなってきているといえよう。預金等の増加は有意に正社員を増やしている[23]。無業者では、期待通りに住宅ローンがあれば有意に減少している。また、子供の数が多いことや乳幼児の存在により、有配偶女性の無業確率は有意に高くなっている。しかし両パートでは、幼稚園等により育児の外部化が一般的な末子４～６歳になると就業確率が上がっている。つまり出産・育児による「M字型ライン」は認められるものの、その効果は末子が３歳までである。また夫婦の母親が同居していれば就業するが、父親では逆である。つまり同居するのが夫婦の母親であれば育児の肩代わりがなされるが、父親の存在は有配偶女性の就業を抑制する効果がある。都市部では有意に無業者確率が上昇しているが、対象年齢によるものとも考えられる。

次に、本稿の目的、「パートの壁」にかかわる制度が就業形態の選択に対して中立的であるか否か、を検証するために導入した‘配偶者控除等の適用上限額’をみる。まず、無業者や制度内パートでは有意であり就業選択への制度の影響はあるといえる。したがって、制度の中立性を満足していない。制度外パートでは有意とはならなかった。また、適用上限額が拡充されると、制度内パートを増やすインセンティブをもち、無業者を減らすという結果が得られた。つまり、専業主婦促進的ではなく、制度内パート促進的であるということを示している。ただし、雇用時の年齢制約

図表-7 就業選択モデルの推計結果（その1）

被説明変数＼就業形態	無業者	制度内パート	制度外パート
	ln(Pn/Ps)	ln(Pu/Ps)	ln(Pt/Ps)
定数項	4.146 5.167*** 0.743	0.898 0.940 −0.250	−0.058 −0.040 −0.100
配偶者控除等の適用上限額（万円）	−0.016 −6.217*** −0.0024	−0.010 −3.215*** 0.0002	0.003 0.585 0.0006
夫の年間賃金（万円）	0.004 8.337*** 0.00068	0.002 3.124*** −0.00013	−0.001 −0.562 −0.00013
年齢（歳）	−0.108 −4.365*** −0.021	−0.003 −0.102 0.009	−0.019 −0.422 0.002
高校卒業ダミー（=1）	−0.104 −0.318 0.0019	−0.097 −0.264 0.0022	−0.639 −1.389 −0.0223
専門学校卒業ダミー（=1）	−0.489 −1.410 0.006	−1.002 −2.478*** −0.076	−0.703 −1.399 −0.009
短大･高専卒業ダミー（=1）	−0.443 −1.283 −0.003	−0.689 −1.743* −0.038	−1.132 −2.109** −0.030
大学･大学院卒業ダミー（=1）	−1.215 −3.313*** −0.011	−2.313 −4.757*** −0.172	−1.234 −2.068** −0.004
妻の預金等（万円）	0.000 −2.050** −0.000011	0.000 −1.361 0.000004	−0.001 −2.358*** −0.000044
世帯の預金等（万円）	−0.001 −2.942*** −0.000080	−0.001 −1.704* −0.000010	0.000 −0.409 0.000009
住宅ローンありダミー（=1）	−0.415 −2.833*** −0.081	−0.064 −0.364 0.027	0.210 0.813 0.018
子供の数（人）	0.307 3.641*** 0.054	0.050 0.493 −0.022	0.128 0.849 −0.002
0歳児ダミー（=1）	1.102 5.811*** 0.232	−0.161 −0.628 −0.117	0.020 0.051 −0.022
1～3歳児ダミー（=1）	1.099 6.245*** 0.180	0.375 1.775* −0.051	0.207 0.633 −0.019
4～6歳児ダミー（=1）	0.497 2.326** 0.045	0.449 1.856* 0.007	0.659 1.879* 0.012
夫婦の父親と同居ダミー（=1）	0.439 2.125** 0.103	0.008 0.034 −0.031	−0.752 −2.064** −0.040
夫婦の母親と同居ダミー（=1）	−1.172 −5.977*** −0.170	−0.664 −2.860*** 0.021	−0.160 −0.511 0.025
13大都市ダミー（=1）	0.852 4.242*** 0.134	0.472 1.914** −0.013	−0.316 −0.849 −0.035
他の都市ダミー（=1）	0.757 4.841*** 0.118	0.429 2.233** −0.011	−0.257 −0.944 −0.030
94年ダミー（=1）	−0.207 −1.152 −0.033	−0.074 −0.333 0.009	−0.084 −0.235 0.002
95年ダミー（=1）	−0.094 −0.508 −0.033	0.028 0.122 0.007	0.531 1.557 0.023
各サンプル数	1369	343	96
全サンプル数	2204		
対数尤度	−2001.34		

注1:上段は係数、中段は漸近的t値、下段は限界効果を表す。
注2:***は1%、**は5%、*は10%で有意を表す。

の影響が弱いサンプルを対象としたことが、結果に影響しているとも考えられる。また、樋口他（2001）に倣えば制度のもう一つの経路を通じた効果として、夫の年間賃金の限界効果を併せてみることもできる。妻にとっての非勤労所得、つまり夫の年間賃金の上昇により無業者が増え、制度内パートが減っている。しかし、‘配偶者控除等の適用上限額’と夫の年間賃金を比べると、後者はデータ自体の数値が大きいうえ限界効果は非常に小さい。したがって、両変数の相殺された効果としてみても、専業主婦促進的ではなく、制度内パート促進的であるといえよう。

最後に、3章1節でとりあげた仮説は、第3号被保険者制度が「パートの壁」にかかわる制度の一つとして機能しているのではないか、ということであった。そこで4章3節で述べたように、制度変数を就業選択モデルに組み込む際に、配偶者控除制度等の適用上限額から切り離し、別個の変数として厚生年金非加入ダミーを導入して検証を試みた。推計結果では他の変数に特筆すべき影響はなく、3変数のみを図表-8でみる。いずれの就業形態においても厚生年金非加入ダミーは有意である。厚生年金非加入者が増えれば、無業者と制度内パート確率が上昇し、制度外パート確率が減少する。つまり、厚生年金加入は制度外パートの特徴の一つといえる。年金加入の労働時間要件を厳密に取り出した検証ではないものの、税の配偶者控除制度の年収ライン103万円（2003年）と、厚生年金加入年収がいくらかはリンクしており、第3号被保険者制度が「パートの壁」にかかわ

図表-8 就業選択モデルの推計結果（その2）

就業形態 / 被説明変数	無業者	制度内パート	制度外パート
	ln（Pn/Ps）	ln（Pu/Ps）	ln（Pt/Ps）
配偶者控除等の適用上限額（万円）	−0.011 −3.539*** −0.0017	−0.045 −1.283 0.0004	0.064 1.205 0.0005
厚生年金非加入ダミー（=1）	3.734 14.46*** 0.270	3.856 14.07*** 0.099	2.112 6.123*** −0.019
夫の年間賃金（万円）	0.005 8.673*** 0.00067	0.003 4.314*** −0.00013	−0.001 −0.0490 −0.00013
各サンプル数	1369	343	96
全サンプル数	2204		
対数尤度	−1755.19		

注1：上段は係数、中段は漸近的t値、下段は限界効果を表す。
注2：***は1%、**は5%、*は10%で有意を表す。

る制度の一つとして機能しているといえよう。

(3) 制度変更のシミュレーション

制度変更が各就業形態へ及ぼす影響をみるためシミュレーションをおこなう。図表-7の推計結果を用いて制度変数が変更された場合に各就業形態に属する就業確率の理論値を導出し、図表-9にまとめた。

基本ケース（a）は、無業者と制度内パートのみに配偶者控除制度（以下、配控）および配偶者特別控除制度（以下、配特）が適用されている現行制度に基づく。理論値では、無業者63.3%と制度内パート27.9%であり、制度適用者がおよそ90%を占めている。次にケース（b）は、1988年まで施行されていた配特がなく配控のみのケースである。現在、冒頭で述べたように配特の原則廃止が表明されている。制度内パート確率の減少分約４%は、主として無業者へと移行している。つまり他を一定とすると、配特のみの効果は専業主婦を減らし、制度内パートを増やすということになる。ケース（c）は税型の一括金であり、夫が課税者であれば、正社員と制度外パートも含めた有配偶者全員に配控が適用されるケースである。大幅に無業者は減少し、正社員は増加する。また各パートの区別がなくなるため、両パートの差は小さくなる。ケース（d）は、夫を課税者に限定せず有配偶者全員に配控が適用される給付金型を仮定した。無業者はさらに減少し、他の３つの就業形態すべてが増加する結果になった。つまり「パートの壁」がなくなり、有配偶女性全員に同様の制度が適用されれば就業者は増える。最後に、ケース（e）で「パートの壁」にかかわる制度自体をなくした。現行制度（ケース(a)）と比べると、ケース（d）と同様に制度内パートは減少し、正社員と制度外パートはわずかではあるが増加している。一方、無業者は10%程度増える結果となっている。しかし、実際には有配偶女性の労働市場への進出は根強いものがあり、「パートの壁」にかかわる制度が廃止されたからといって逆戻りすることは考えにくい。

6. おわりに

本稿では次のことが得られた。

①理論モデルに基づき、「パート（あるいは年収103万円）の壁」にかかわる制度（税・公的年金制度など）が女性の就業選択へ及ぼす影響を実証分析した結果、無業者（専業主婦）や制度内パートでは制度変数の係数は有意であり就業選択への制度の影響はあり、制度の中立性が満たされていないことが認められた。

②「パートの壁」にかかわる制度を代表する配偶者控除等の改正による控除額拡充の効果を包括的に捉えると、制度内パートを増やし無業者を減らすため、「専業主婦」促進的とはいえず、制度内パートを増やすインセンティブをもつ。但し、理論的、実証的に様々な効果がみられることも本文で述べた。

③実証分析の推計結果を用いたシミュレーションにより現行の「パートの壁」にかかわる制度の影響を排除したケースをみたところ、制度廃止の後、制度内パートが減少し、正社員および制度外パートがわずかながら増加し、無業者が増えるという結果を得た。

④公的年金の第３号被保険者制度が「パートの壁」にかかわる制度の一つとして機能していることが、実証分析により導出された。つまり、税の配偶者控除制度の年収ライン（103万円）と、保険料負担のない第３号被保険者から外れて第２号被保険者の労働時間要件を満たす時点での年収ラインとがいくらか合致しているといえる。

配偶者控除制度の創設の趣旨は「専業主婦」への税制面での評価であった。しかし、現在では他の制度と複雑に絡み合い「パートの壁」にかかわる制度として、制度の適用対象者である制度内パート化を促進している効果がみられる。就業決定は個人の合理的な選択の結果とはいえ、日本のパートの労働条件は正社員に比べて低い。今後、日本経済の低成長が続けば、企業側のさらなるコスト節約の要因等によりますます不安定な制度

図表-9 シミュレーションによる各就業形態への就業確率（理論値）

ケース	（a）	（b）	（c）	（d）	（e）
制度の内容	基本形	配偶者控除のみのケース（配偶者特別控除なし）	夫が課税者であれば、全有配偶女性に配偶者控除を適用したケース	一律給付金として、全有配偶女性に配偶者控除と同様の影響のある制度を適用したケース	配偶者控除および配偶者特別控除をなくしたケース
正社員	7.4%	7.8%	26.6%	27.6%	8.7%
制度外パート	1.4%	1.4%	6.3%	7.1%	1.6%
制度内パート	27.9%	24.0%	17.7%	18.7%	15.5%
無業者	63.3%	66.8%	49.4%	46.7%	74.3%

注1：ケース（b）は、基本ケース（a）の「配偶者控除等の適用上限額」に「配偶者控除のみの適用上限額」の数値を代入した。
注2：ケース（c）は、夫が課税者であれば、妻全員（正社員や制度外パートも含む）に「配偶者控除のみの適用上限額」を代入した。
注3：ケース（d）は、無条件に、妻全員（正社員や制度外パートを含む）に「配偶者控除のみの適用上限額」を代入した。

内パートが拡大することが考えられる。本稿は女性の労働供給側の分析であるが、労働需要側の分析も同様に重要である。特に厚生年金などの社会保険料の負担は労使折半でおこなわれているので、企業側にも大きく影響を及ぼす。この点についての分析は本稿の範囲を超えるものであり、今後の研究の課題としたい。

† 本稿の作成にあたり、東京都立大学の中村二朗教授には貴重なコメントを多く頂いた。（財）家計経済研究所主催の「パネルユーザーによる報告会」において樋口美雄教授、大沢真知子教授および出席者の方から、また同研究所の溝口由己氏とレフリーの方々から有益なコメントを頂いた。さらに、（財）家計経済研究所からは「消費生活に関するパネル調査」の貴重な個票データの貸与を受けた。記して感謝の意を申し上げたい。本稿に誤りがあるとすれば、言うまでもなく全ての責任は筆者にある。

注

1) 配偶者控除制度の歴史的推移について、日本は石塚（1995a）、諸外国はChan（1993）に詳しい。
2) 内閣府男女共同参画局影響調査専門調査会の「『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告」。
3) 半恒久的な制度を前提としており、短期的な状況の是正のための制度についてはこの限りではないと考える。
4) 税制改正が労働供給へ及ぼす効果は、効用最大化行動に組み込まれているため、論文中で個別に導出されていない。
5) *Employment Gazette*, 101（11）: 498（1993）により、週間就業時間別の有配偶および子供のいる非婚女性の就業者数をみると、16時間近傍に英国版「パートの壁」ができていることが分かる。
6) さらに図表-6によると、正社員並み（年間1825時間以上）に働く制度外パートは、制度外パートのなかの54.2%である。なお、制度内パート（配偶者控除制度等が適用されるパート）の平均の年間労働時間は正社員の64.9%である。
7) 夫が厚生年金を受給する場合、一定の条件のもとに、配偶者のための加給年金、配偶者特別加算、振替加算が加えられる。
8) 女性パートの時間給は、『賃金構造基本統計調査』（2001年）より、企業規模10人以上の現金給与額（賞与等を含む）、実労働時間、実労働日数を用いて計算した。
9) 石塚（2002）では、女性の労働供給関数について、チョウの方法（Stepwise Chow test）を用いて構造変化の時期を推計した。
10) 夫婦いずれも雇用労働者に限定した。理由は、配偶者控除制度等および配偶者手当が適用される上、専従者控除制等の選択肢が他になく、夫の所得の捕捉率が完全に近いので、影響をみる場合に適当と考えたからである。
11) 前提条件は、①家計は夫婦２人で構成され、夫婦の稼得所得以外に世帯の収入はない、②夫は賃金に対する労働供給が非弾力的であり、妻の所得に依存しない、③妻が選択する就業形態は、無業者、制度内パート、制度外パート、正社員の４つである、④労働時間は、正社員は企業から提示されるが、両パートでは選択が可能である、⑤時間あたり賃金率は、就業形態別に企業から提示される、である。
12) 1995年の税改正における基礎控除拡充の影響は厳密には排除できない。
13) 樋口（1991）は実証分析の推計結果を用いたシミュレーションにより、パートの純賃金率の上昇がパート確率を増やす効果が大きいため、結果として無業者の就業を促し、全体でみた就業者は増加することを導出している。
14) 無差別曲線の形状による就業選択への影響は樋口（1984）を参照されたい。
15) 多肢選択モデルには、同時選択だけでなく入れ子型（nest）の構造をもつNested Analysisもある。しかし、本稿でとりあげた選択肢を実際に有配偶女性がどのような順序で選択しているかは明確ではなく、先見的にどのモデルが適当かは言及できない。
16) 夫が雇用労働者であっても、妻が家族従業者、自営業者および家庭内職者等の場合も配偶者控除制度の適用が可能である。しかし、夫が雇用労働者で妻が自営業者の22サンプルを加えて５肢選択の多項ロジットモデルについても推計したが、変数およびモデルの説明力とも低くなることから除いて推計した。理由は、選択のプロセスが入れ子型の構造であるためか、あるい

はサンプル数が少なく欠損値も多く、推計が不安定になるためと考えられる。

17) 樋口他（2001）では、本稿とデータの加工方法は同じであるが、モデルでは　諸制度の影響の経路を配偶者控除等の適用上限額と、夫の年間賃金の２つに分けている。

18) $BTax_i(Hf_i$：SYSTax（SYS①, SYS②））と改め式（1）のγ・SYSTaxをη・SYS①＋ψ・SYS②に置き換えて推計することができる。ここで、SYS①は配偶者控除制度等、SYS②は厚生年金制度である。

19) （財）家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」の個人データのうち、職務についての質問において、「常勤の職員・従員」と答えた者は正社員、「パート・アルバイト」また「嘱託・その他」と答えた者はパートに分類した。但し、制度適用の対象者は、優先的に制度内パートとした。結果として、制度内パートのなかに「常勤の職員・従業員」と答えた者が17サンプル含まれることとなった。また、制度変更にともない、1995年に年収が100万円超～103万円以下と答えた者も制度内パートに分類した（2サンプルが該当）。

20) SYSTaxを配偶者控除制度のみにした推計もおこなったが、結果に特筆すべき影響はなかった。

21) 本稿では、プールデータを用いた場合の常として、適用上限額についても推計に際して実質化した。結果として、時系列の価格指数の変動による影響を排除できない。したがって、３年間の各年毎の推計をおこなった。結果を図表-7と比べると、３つの就業形態とも符号については同じであり、無業者および制度外パートの有意性も同じで安定していたが、制度内パートの有意性は93年が0％、94年が13％、95年が28％となった。サンプル数が多くないことも原因として考えられる。また図表-8に対応した年度別の推計結果では、95年の制度外パートの厚生年金非加入ダミーの限界効果の符号がプラスに転じたことを除いては、適用上限額についても符号および有意性とも変化はみられなかった。なお、他の変数には特筆すべき影響はなかった。

22) 妻の年収を0円とした場合に配偶者控除制度等が適用される夫では、観測される年収から、両制度の控除上限額を識別して年間所得を計算した。計算例として、1993年の夫の年収が500万円のケースをみる。夫の「課税所得」は322.5万円（＝500万円－基礎控除35万円－給与所得控除142.5万円）であり、税率は20％となる。配偶者控除の控除額35万円に基づく年間所得の増加額は7万円（＝35万円×20％）、配偶者特別控除の控除額35万円に基づく年間所得の増加額は7万円（＝35万円×20％）である。したがって、「夫の年間賃金」として用いた数値は486万円（＝500万円－7万円－7万円）を実質化した483.08万円となる。

23) 妻が正社員であれば本人や世帯の蓄財が顕著に増えるという逆の因果も否定できない。つまり、当該変数自体が、妻の正社員化と同時決定とも考えられる。

文献

安部由紀子・大竹文雄，1995,「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」,『季刊社会保障研究』31(2): 120-134.

石塚浩美，1995a,「所得税における女性と家族――1940年代以降の配偶者控除制度史に関する考察」『横浜市立大学大学院紀要』2: 79-111.

――――，1995b,「有配偶女性の就業選択における実証分析――税および公的年金制度の影響を加えて」『女性労働』20: 55-63.

――――，2002,「『女性労働政策』の効果はどのように変わったか――夫婦単位から個人単位へ」久場嬉子編『経済学とジェンダー』明石書店，185-207.

大沢真知子，1993,『経済変化と女子労働』日本経済評論社.

大竹文雄・橋本恭之・跡田直澄・齊藤愼・本間正明，1989,「税制改革のシミュレーション分析」本間正明・跡田直澄編『税制改革の実証分析』東洋経済新報社，167-199.

（財）家計経済研究所編,『消費生活に関するパネル調査（報告書）』国立印刷局（各年）.

永瀬伸子，1997a,「パートの賃金はなぜ低いか？――諸制度の足かせ」『国際化の進展と労働市場』雇用促進事業団，159-191.

――――，1997b,「女性の就業選択」中馬宏之他編『雇用慣行の変化と女性労働』東京大学出版会，279-312.

八田達夫・木村陽子，1993,「公的年金は，専業主婦世帯を優遇している」『季刊社会保障研究』29(3): 210-221.

樋口美雄，1984,「所得減税と主婦の労働供給」『季刊現代経済』59: 70-81.

――――，1991,「既婚女性の短時間・普通雇用機会の選択図式」『日本経済と就業構造』東洋経済新報社，198-244.

――――，1995,「『専業主婦』保護政策の経済的帰結」八田達夫他編『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社，185-219.

樋口美雄・西崎文平・川崎暁・辻健彦，2001,「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」『経済月報』内閣府，9月, 55-96.

労働大臣官房政策調査部編，1997,『パートタイマーの実態』大蔵省印刷局.

Chan, W., 1993, "Taxing the Female : As Woman or Wife?," Claudia Scott ed., *Women and Taxation,* Wellington : Institute of Policy Studies, 53-73.（＝1999，古郡鞆子編訳『女性と税制』東洋経済新報社，45-65.）

Employment Gazette, 101(11), 1993.

Greene, W. H., 1997, *Econometric Analysis*, 3rd ed., Upper Saddle River : Prentice Hall.

Hausman, J., 1985, "Taxes and Labor Supply," J. Auerbach and Martin Feldstein eds., *Handbook of Public Economics*, Amsterdam : North-Holland, 213-263.

Hill, M. A., 1984, "Female Labor Force Participation in Japan: An Aggregate Model," *Journal of Human Resources*, 19(2): 280-287.

Hunt, J.C., DeLorme, C. D. and Carter, H. R., 1981, "Taxation and the Wife's Use of Time," *Industrial and Labor Relations Review*, 34 (3) : 426-435.

Journal of Economic Studies, 18(5), 1991.

Konig, H., 1995, "Tax Illusion and Labour Supply of Married Women: Evidence from German Data," *Kyklos*, 48 (3) : 347-368.

Rubery, J., S. Horrell and Burchell, B., 1994, "Part-Time Work and Gender Inequality in the Labour Market," Alison MacEwen Scott ed., *Gender Segregation and Social Change: Men and Women in Changing Labour Markets*, Oxford and New York : Oxford University Press, 205-234.

（いしづか・ひろみ）